

芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 生活困窮者が抱える多様で複合的な問題について、関係機関等が連携し、情報共有を行うとともに、支援に必要なネットワークを構築するため、芦屋市生活困窮者自立支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 生活困窮者支援に係る情報共有に関すること。
- (2) 生活困窮者支援に係る社会資源の活用、就労の場の開拓、社会参加の場づくり等に関すること。
- (3) 生活困窮者支援の推進を図るためのネットワークの構築に関すること。
- (4) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 司法関係者
- (3) 保健、医療関係者
- (4) 商工、労働機関関係者
- (5) 権利擁護支援センター関係者
- (6) 地域包括支援センター関係者
- (7) 障がい者基幹相談支援センター関係者
- (8) 若者相談関係者
- (9) 福祉団体関係者
- (10) 行政関係者
- (11) その他市長が必要と認めた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 4 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、特定の課題について、専門的に協議する必要があると認めるとときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の部会員は、会長が指名する。
- 3 各専門部会には、それぞれ部会長及び副部会長を置く。
- 4 部会長は、会長が指名する。
- 5 部会長は、専門部会を主宰する。
- 6 副部会長は、部会員のうちから部会長が指名する。
- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 専門部会において、部会長が必要と認めるときは、部会員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか資料の提出を求めることができる。
- 9 専門部会は、協議会から付託された事項について協議し、その結果を協議会に報告する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、地域福祉に関する事務を所管する課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成29年3月31日までとする。